

給与から控除されるものについて

支給項目	金額	控除項目	金額	会社負担	
基本給	500,000	①健康保険	24,925	給与	500,000
		②介護保険	3,875	健康保険	24,925
		③厚生年金	42,800	介護保険	3,875
		④雇用保険	2,500	厚生年金	42,800
		社会保険計	74,100	雇用保険	4,250
		課税支給額	425,900	⑦児童手当	750
		⑤所得税	18,710	⑧労災保険	1,500
課税計	500,000	⑥住民税	30,000	社会保険計	78,100
総支給額	500,000	控除合計	122,810		
		差引支給額	377,190	合計	578,100

■社会保険

①健康保険（全年齢 給与額の4.985% ※平成26年2月現在）

業務外の傷病により病院に罹った場合に適用されます。病院での窓口負担は3割負担。

その他、休業補償（支給開始から最大1年6ヶ月。給与の2/3補償）、療養費（骨折した場合のコルセット代等）、高額療養費（長期入院、手術などにより医療費が高額になった場合の補助）等があります。

②介護保険（40歳以上65歳未満 給与額の0.775% ※平成26年2月現在）

65歳以上の寝たきりや認知症などで介護が必要となった人や日常生活に支援が必要となった人で市町村から「要介護・要支援認定」を受けた人、及び40歳以上65歳未満の人でも初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気(特定疾病)で介護が必要になり、市町村から「要介護・要支援認定」を受けた人の介護のために徴収されています。

③厚生年金（70歳まで 給与額の8.56% ※平成26年2月現在）

原則 65 歳以上になったときに厚生年金、国民年金として支給されます。また要件に該当すれば、障害を負ったとき、死亡したときに障害年金、遺族年金として支給されます。スペインと日本の間では、将来的に年金加入期間を相互に通算することで、年金受給権を獲得できるようになっています。それぞれの国で年金受給権を得るための期間要件（日本 25 年、スペイン 15 年）を判断する場合に相手国の年金加入期間を通算するという仕組みです。したがって、年金を受けるときには、日本・スペイン両国の年金制度に加入した期間に応じた年金を、それぞれの国から受けることになります。

④雇用保険（64 歳を迎えた後の最初の 4 月 1 日まで 給与額の 0.5% ※平成 26 年 2 月現在）

原則 1 年以上保険料を支払うと、失業時に公共職業安定所に求職の申し込み等をすれば、失業手当（最低 90 日間）が受給できます。

■税金

⑤所得税

給与の課税支給額、扶養家族に応じて金額が決められます。課税支給額が多くなれば税額も高くなります。この税金は、年末調整によって正確な税額と精算されます。

⑥住民税

給与の課税支給額、扶養家族に応じて金額が決められます。課税支給額が多くなれば税額も高くなります。住民税は前年の所得に対してかかる税金です。その決まった税額を 6 月から翌年 5 月までの給料から控除されるという仕組みです。

■その他会社が全額負担するもの

⑦児童手当（70 歳まで 給与額の 0.15% ※平成 26 年 2 月現在）

中学生までの子供のいる家庭に対して子供手当（1 人当たり月額 10,000 円）を支給するために徴収される。

⑦労災保険（全年齢 事務職は給与額の 0.15%、建設業務は請負金額の 0.273% ※平成 26 年 2 月現在）

業務上の傷病により病院に罹った場合に適用されます。病院での窓口負担はありません。その他、休業補償（給与の80%補償）、療養費（骨折した場合のコルセット代等）、障害補償、遺族補償等があります。